

平成30年度 電力節電およびスーパークールビズに関する行動指針

オフィスタ（運営：日本プランニング株式会社）

制定：平成30年7月1日

（目的）

地球温暖化防止及び節電の取組により環境省が推進する「スーパークールビズ」の導入と、より一層の軽装や暑さをしのぐ工夫などの普及啓発を行います。環境省の定める方針に準じて、目標値を設定し、目標達成のための行動指針を掲げたものである。

（目標値）

クールビズ推進年の同月比を目標値（平成29年度同月期より10%減、平成26年度同月期より20%減）とする。

（期間）

平成30年7月1日～平成30年9月30日までを本行動指針対象期間とする。但し、必要に応じてこれを延長・短縮する場合がある。

（対象者）

オフィスタの派遣職員には本指針は適用されないものとする。

（行動指針）

目標値達成のため、以下の対策を計画し実行する。

対策1：オフィス内の一部消灯により、極力採光を取り入れて業務上必要最低限の照明で営業する。ブラインドの開放により採光を取り入れる等により消灯を実施する。但し、来客・打ち合わせ等に係る弊害が発生すると判断される場合はこの限りではない。

対策2：オフィス内のスーパークールビズ化により冷房の必要以上の消費電力減とする。また、**私服着用の完全自由化を導入する**。「私服」は節電に効果を発生させる根拠のある服装であれば一切の制限は設けないものとする。また、私服には靴等も含まれる。但し、社内に予めスーツ等を用意する等、職員各自緊急の正装を要する事態に対応できるよう備えるものとする。

対策3：来客へのクールビズ推奨により、面接等でオフィスタへお越しになるスタッフへの服装自由化とそれに伴う採否などの不利益になるような判断基準の撤廃。来客の際にはクールビズ化を推奨し、社内職員の私服着用の旨と来社時における服装自由化を説明するものとする。従来より面接等においてスーツ着用の指示はしていないが、来社時のスタッ

フ等の節電協力のための服装による判断基準は一切行なってはならない。

対策4：冷房温度調節により前年比+2℃設定で60分毎の自動OFFタイマーを設定する。タイマー作動前においても冷房の必要がないと判断した場合は手動にて消すこととする。

対策5：残業ゼロの推進、休日出勤の軽減、一部業務の在宅勤務を推奨する。但し、機密情報等に係る資料又はデータ等を持ち帰り作業を行おうとする場合は事前に上長の許可を得るものとする。

対策6：使用していないパソコンやその他、電気機器のこまめなOFFを心掛ける。パソコンはスリープ設定を行うなど、作業していない場合は極力注意し節電に努めるものとする。

対策7：給湯機器の使用削減を目指すため、来客時への冷茶などの対応とする。また、オフィス内に水分飲料・氷を備蓄し熱中症等の体調不備を防ぐことを心掛けるものとする。

対策8：オフィス内または社内休憩所での体温発熱を招く飲食行為の軽減に努めるものとする。

対策9：外勤時において熱中症予防・体調管理のため2時間当たり10分の休暇を与える。休暇時間は冷房の作動している場所での体温調節や水分補給等に費やすものとする。

対策10：職員1人1人が節電の重要性を理解し遂行する。会社を離れた自宅等でも自覚をもって国内節電に協力するものとする。また、体調管理・健康管理を第一優先に行動する。

本指針は以下オフィスタ公式ホームページにて公開する。

「オフィスタの電力節電に関する行動指針」

<http://www.offista.com/data/official/eco-guideline1807.pdf>

以上

※関係者各位、お取引企業各位、スタッフ各位におかれましては、オフィスタ職員の業務中における私服着用等は本指針に基づくクールビズ推進でございます。失礼の段あるかもしれませんが、何卒ご理解・ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。